

教職課程の履修等に関する規程(健康福祉学科)(平成30年度入学生用)「18番代」

第1条 (趣旨) 仙台大学学則第33条の規定に基づき、教育職員免許状を取得する資格を得るための教職課程及びその履修方法、その他の必要事項については、この規程の定めるところによる。

第2条 (免許状の取得資格、免許状の種類) 本学健康福祉学科の卒業の要件を満たし、かつ本規程に定める授業科目を履修し、所定の単位を修得した者は、下記のコースに応じて次の教育職員免許状を取得する資格を得ることができる。

但し、特別支援学校教諭一種普通免許状を取得する資格は、小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の普通免許状を有する者（取得見込みの者も含む）に限り得ることができる。

（保体コース） 中学校教諭一種普通免許状（保健体育）

高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）

（特支コース） 特別支援学校教諭一種普通免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域）

（養教コース） 養護教諭一種普通免許状

（福祉コース） 高等学校教諭一種普通免許状（福祉）

第3条 (中高一種免許状の教育課程及び履修方法) 中学校教諭一種普通免許状（保健体育）及び高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第1の定めるところによる。

2 高等学校教諭一種普通免許状（福祉）を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第2の定めるところによる。

第4条 (特支一種免許状の教育課程及び履修方法) 特別支援学校教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第3の定めるところによる。

第5条 (養教一種免許状の教育課程及び履修方法) 養護教諭一種普通免許状を取得する資格を得るための教育課程及びその履修方法は、別表第4の定めるところによる。

第6条 (教育実習及び養護実習) 教育実習及び養護実習（事前事後指導を除く）は原則として、4年次で、かつ本学教職支援センター企画運営委員会において履修を認めた者を対象として行う。

なお、特別の事情がある者は、本学教職支援センター企画運営委員会がそれを認めた場合、3年次において教育実習を履修することができる。

2 教育実習及び養護実習における教育実習校又は養護実習校は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

3 教育実習及び養護実習に必要な書類は本学所定のものによる。教育実習及び養護実習に要する経費は学生の負担とする。

4 その他教育実習及び養護実習についての詳細は、本学教職支援センター企画運営委員会が定める。

第7条 (介護等体験) 中学校教諭一種普通免許状（保健体育）を取得する資格を得るためには、7日間の介護等体験を行わなければならない。但し、特別支援学校での教育実習又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めた受入施設での介護実習を行い、その単位を修得した者は、介護等体験を要しない。

第8条 (免許状の交付) 本規程の定めるところにより教育職員免許状の取得資格を得た者については、その者の申請に基づき、各都道府県教育委員会から当該免許状が交付される。

第9条 (その他) その他必要事項については、本学教職支援センター企画運営委員会がこれを定める。

第10条 (他規程の準用) 第3条から第5条に定める授業科目の履修手続き、試験及び成績等については、「仙台大学教育課程及び履修方法等に関する規程〈健康福祉学科〉」を準用する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
2 平成19年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
2 平成21年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

- 2 平成22年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

- 2 平成23年3月31日に在学する者に係る教職課程及びその履修方法等については、なお従前の例による。

(附 則)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(附 則)

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条「中学校・高等学校教諭」〈保健体育〉関係)

教職免許法施行規則 に定める科目区分	授業科目名	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のため の履修科目の必修・選択区分	注
		学年	必修	選択		
① 教 科 に 関 す る 科 目	(1)体育実技	体操（含体つくり運動）	1	1	必修	
		レクリエーション実技Ⅰ	1	1	必修	
	陸上競技	1		1	2科目以上選択必修	
	水泳	1		1		
	器械運動	2		1		
	バレーボール	1		1		
	バスケットボール	1		1		
	ハンドボール	1		1		
	サッカー	2		1		
	ラグビー	2		1		
	テニス	2		1		
	バドミントン	4		1		
	卓球	4		1		
	ソフトボール	4		1		
	野球	4		1		
	柔道	1		1	1科目以上選択必修	
	剣道	1		1		
	ダンスⅠ	1		1		
(2)「体育原理、体育心理学、 体育経営管理学、体育社会学、 体育史」及び運動学（運動方 法学を含む。）	海浜実習	1		1	1科目以上選択必修	
	スキーⅠ	1		1		
	キャンプ	1		1		
	スケート	1		1		
	新体操	3		1	選択	
	体育原理	1		2	必修	
	スポーツ心理学	1	2		必修	
	スポーツ経営学	1		2	必修	
	スポーツ社会学	1	2		必修	
	運動学（含運動方法学）	2		2	必修	
	スポーツバイオメカニクス	2	2		必修	
	スポーツ史	3		2	必修	
	体力相談と運動処方	2		2	選択	

教職免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のため の履修科目の必修・選択区分	注
		授業科目名	履修年次及び単位数			
① 教科に 関する 科目	(3) 生理学(運動生理学を含む。)		1	2	必修	
	(4)衛生学及び公衆衛生学	医学一般	2	2	必修	
		運動生理学	2	2	必修	
② 教職に 関する 科目	(5)学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	スポーツ医学概論	2	2	必修	
	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	保健医療論	1	2	必修	○
	(2)教育の基礎理論に関する科目 6単位	衛生・公衆衛生学	2	2	必修	
③ 教科又は教職に 関する 科目	(3)教育課程及び指導法に関する科目 中学12単位 高校6単位	運動障害救急法(含実習)	2	2	必修	
		学校保健学	3	2	必修	
	(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	特別活動論	2	2	必修	○
		保健体育科教育論Ⅰ	2	2	必修	
		保健体育科教育論Ⅱ	3	2	必修	
		保健体育科教育論Ⅲ	3	2	必修	
		保健体育科教育論Ⅳ	3	2	選択	
		道徳教育論	3	2	中学のみ必修	○
		教育課程論	3	2	必修	
		教育方法論	3	2	必修	
④ 教科又は教職に 関する 科目	(5)教育実習 中学5単位 高校3単位	教育相談	2	2	必修	○
		生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	3	2	必修	
	(6)教職実践演習 2単位	教育実習Ⅰ	3・4	1	必修	○
		教育実習Ⅱ	3	2		○
⑤ 教科又は教職に 関する 科目	(5)教育実習 中学5単位 高校3単位	教育実習Ⅲ	4	2	中学は4単位選択必修 高校は2単位以上選択必修	○
		教育実習Ⅳ	4	4		○
⑥ 教科又は教職に 関する 科目	(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(教諭)	4	2	必修	○
	中学8単位 高校16単位	道徳教育論 教職総合演習	3 3	2 2	高校のみ選択 選択	○ ○

※注—○印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
中学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	20単位	31単位	8単位	59単位
高等学校教諭一種普通免許状	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】中学校・高等学校教諭(保健体育)免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1~4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」(2年/2単位))
2. 体育2単位(前記の「教科に関する科目」の「体育実技」で履修した単位を充てる。)
3. 外国語コミュニケーション2単位(本学開講科目:「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」(1年/1単位)、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」(2年/1単位)、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」(2年/1単位)、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」(3年/1単位))
4. 情報機器の操作2単位(本学開講科目:「情報処理」(1年/2単位))

別表第2（第3条2項「高等学校教諭」〈福祉〉関係）

教職免許法施行規則に定める科目区分	授業科目名	左記に対応する本学開講科目			備考 ※教育職員免許状取得のための履修科目の必修・選択区分	注
		学年	必修	選択		
① 教科に関する科目	(1)社会福祉学(職業指導を含む)	社会福祉概論Ⅰ(職業指導を含む)	1	2	必修	
		社会福祉概論Ⅱ	1	2	必修	
		社会保障論	3	2	選択	
		公的扶助論	3	2	選択	
		地域福祉論	3	2	選択	
	(2)高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉	老人福祉論	1	2	必修	
		児童福祉論	2	2	必修	
		障害者福祉論	2	2	必修	
	(3)社会福祉援助技術	コミュニケーション技術演習	1	2	必修	
		社会福祉援助技術論Ⅰ	2	2	必修	
		社会福祉援助技術論Ⅱ	2	2	選択	
		介護福祉とレクリエーション援助演習	3	2	選択	
		福祉レクリエーション実技	3	1	選択	
② 教職に関する科目	(4)介護理論及び介護技術	介護概論Ⅰ	1	2	必修	
		介護概論Ⅱ	1	2	必修	
		生活支援技術の基礎Ⅰ	1	2	必修	
		生活支援技術の基礎Ⅱ	1	2	必修	
		介護過程Ⅰ	2	2	必修	
		生活支援技術の実践と応用Ⅰ	2	2	必修	
		生活支援技術の実践と応用Ⅱ	2	2	必修	
		生活支援と居宅介護	2	2	2科目選択必修	
		生活支援と高齢者介護	2	2		
		生活支援と障害者介護Ⅰ	2	2		
(5)社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む)	(5)社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む)	社会福祉援助技術演習Ⅰ	2	4	必修	
		社会福祉援助技術演習Ⅱ	3・4	6	選択	
		社会福祉援助実習	3	2	1科目選択必修	
		社会福祉援助技術現場実習	3	6		
		介護実習Ⅰ	2	3		○
		介護実習Ⅱ	3	6	選択	○
		介護実習Ⅲ	3	6	選択	○
(6)人体構造及び日常生活行動に関する理解	(6)人体構造及び日常生活行動に関する理解	保健医療論	1	2	必修	
		医学一般	1	2	必修	
		こころとからだⅠ	2	2	必修	
		こころとからだⅡ	3	2	必修	
(7)加齢及び障害に関する理解	(7)加齢及び障害に関する理解	発育発達と老化	2	2	必修	
		認知症の理解Ⅱ	2	2	必修	
		障害者教育総論	2	2	必修	
② 教職に関する科目	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論A	1	2	必修	○
	(2)教育の基礎理論に関する科目 6単位	教育の基礎理論	2	2	必修	
		教育の心理	2	2	必修	
		教育の制度	2	2	必修	

教職免許法施行規則 に定める科目区分		左記に対応する本学開講科目				備考 ※教育職員免許状取得のため の履修科目的必修・選択区分	注
		授業科目名	履修年次及び単位数				
② 教職に関する科目	(3)教育課程及び指導法に関する科目		学年	必修	選択		
	特別活動論	2		2	必修	○	
	福祉科教育論Ⅰ	3		2	必修		
	福祉科教育論Ⅱ	3		2	必修		
	教育課程論	3		2	必修		
	(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	教育方法論	3		2	必修	
		教育相談	2		2	必修	
		生徒指導論A (含進路指導の理論及び方法)	3		2	必修	○
	(5)教育実習	教育実習Ⅰ	3・4		1	必修	○
		教育実習Ⅱ	3		2	高校は2単位以上選択必修	○
		教育実習Ⅲ	4		2		○
		教育実習Ⅳ	4		4		○
③ 教科又は教職に関する科目	(6)教職実践演習	教職実践演習(教諭)	4		2	必修	○
	高校16単位	道徳教育論	3		2	高校のみ選択	○
		教職総合演習	3		2	選択 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した 「教科に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について は、中学校8単位、 高校16単位以上修得	○

※注—○印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基 础 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合 計
高等學校教諭一種 普通免許状	学士の学位を有すること	20単位	23単位	16単位	59単位

【特記】高等学校教諭一種普通免許状(福祉)取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1~4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法2単位(本学開講科目:「日本国憲法」(2年/2単位))
2. 「体育」2単位(本学開講科目:「運動生理学」(2年/2単位))
3. 外国語コミュニケーション 2単位(本学開講科目:「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」(1年/1単位)、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」(2年/1単位)、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」(2年/1単位)、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」(3年/1単位))
4. 「情報機器の操作」2単位(本学開講科目:「情報処理」(1年/2単位))

別表第3（第4条「特別支援学校教諭」関係）

教職免許法施行規則 に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目	備考			注
		授業科目名	履修年次及び単位数	※教育職員免許状取得のため の履修科目の必修・選択区分	
学年	必修	選択			
特別支援教育領域に関する科目	(1)特別支援教育の基礎理論に関する科目	障害者教育総論	2	2	必修
		知的障害者の心理・生理・病理	2	2	必修
		肢体不自由者の心理・生理・病理	2	2	必修
	(3)心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	病弱者の心理・生理・病理	2	2	必修
		知的障害者の教育	3	2	必修
		知的障害者のスポーツ指導	3	2	必修
		肢体不自由者の教育	2	2	必修
		肢体不自由者のスポーツ指導	3	2	必修
		病弱者の教育	3	2	必修
	(4)免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	視覚障害教育総論	3	1	必修
		聴覚障害教育総論	3	1	必修
		情緒障害教育総論	4	1	必修
		学習障害等教育総論	3	2	必修
	(5)心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援学校教育実習Ⅰ (事前・事後指導)	3・4	1	必修
		特別支援学校教育実習Ⅱ	4	2	必修

※注—○印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数					合計
		中学校・高等学校教諭				特別支援学校教諭	
特別支援学校教諭	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有すること	区分	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	特別支援教育に関する科目	合計
		中学	20単位	31単位	8単位	26単位	
		高校	20単位	23単位	16単位	85単位	

【特記】特別支援学校教諭免許状取得のためには、前記の中学校・高等学校教諭一種普通免許状（保健体育）、若しくは高等学校教諭一種普通免許状（福祉）取得のための科目のほかに、「特別支援教育に関する科目」についても履修しなければならない。

また、「日本国憲法」ほか文部科学省令で定める科目についても、必ず履修しなければならない。

別表第4（第5条「養護教諭」関係）

教職免許法施行規則 に定める科目区分	左記に対応する本学開講科目	備考 ※教育職員免許状取得のため の履修科目の必修・選択区分			注	
		授業科目名	履修年次及び単位数			
			学年	必修		
① 養 護 に 関 す る 科 目	(1)衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。) 4単位	衛生・公衆衛生学 保健医療論	2 1	2 2	必修 必修	
	(2)学校保健 2単位	学校保健学	3	2	必修	
	(3)養護概説 2単位	養護概説 養護演習	2 3	2 2	必修 必修	
	(4)健康相談活動の理論及び方法 2単位	健康相談	3	2	必修	
	(5)栄養学(食品学を含む。) 2単位	栄養学概論	1	2	必修	
	(6)解剖学及び生理学 2単位	医学一般 運動生理学 スポーツ医学概論	1 2 2	2 2 2	必修 必修 選択	
	(7)「微生物学、免疫学、薬理概論」 2単位	免疫・薬理学	2	2	必修	
	(8)精神保健 2単位	精神保健学 臨床心理学	2 3	2 2	必修 必修	
	(9)看護学(臨床実習及び救急処置を含む。) 10単位	看護学概論Ⅰ 看護学概論Ⅱ 看護学実習 運動障害救急法(含実習) テープィング	2 3 3 2 1	2 4 4 2 1	必修 必修 必修 必修 選択	
	(1)教職の意義等に関する科目 2単位	教職論B	1	2	必修	
② 教 職 に 関 す る 科 目	(2)教育の基礎理論に関する科目 4単位	教育の基礎理論 教育の心理 教育の制度	2 2 2	2 2 2	必修 必修 必修	
	(3)教育課程に関する科目 4単位	特別活動論 道徳教育論 教育課程論 教育方法論	2 3 3 3	2 2 2 2	必修 必修 必修 必修	
	(4)生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目 4単位	教育相談 生徒指導論B	2 3	2 2	必修 必修	
	(5)養護実習 5単位	養護実習Ⅰ(事前・事後指導) 養護実習Ⅱ(3週間)	3・4 4	1 4	必修 必修	
	(6)教職実践演習 2単位	教職実践演習(養護教諭)	4	2	必修	
		教職総合演習	3	2	選択 「教科又は教職に関する科目」の選択科目又は最低修得単位を超えて履修した「養護に関する科目」若しくは「教職に関する科目」について併せて7単位以上修得	
③ に 関 す る 科 教 職	7単位				○	

※注—○印の授業科目はC A P制対象外科目

【必要単位数】

免許状の種類	基 础 資 格	大学において修得することを必要とする最低単位数			
		教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合 計
養 護 教 諭	学士の学位を有すること	28単位	21単位	7 単位	56単位

【特記】 養護教諭一種普通免許状取得のためには、前記科目のほかに文部科学省令で定める科目として、次の1～4に挙げる科目を必ず履修しなければならない。

1. 日本国憲法 2単位 (本学開講科目:「日本国憲法」(2年/2単位))
2. 体育 2単位 (本学開講科目:「運動生理学」(2年/2単位))
3. 外国語コミュニケーション 2単位 (本学開講科目:「総合英語A(含外国語コミュニケーション)」(1年/1単位)、「総合英語B(含外国語コミュニケーション)」(2年/1単位)、「総合英語C(含外国語コミュニケーション)」(2年/1単位)、「総合英語D(含外国語コミュニケーション)」(3年/1単位))
4. 情報機器の操作 2単位 (本学開講科目:「情報処理」(1年/2単位))